

# 令和4年度聴覚障害児支援中核機能モデル事業 事業報告

埼玉県

## 1 地域の現状と課題

- ・聴覚障害児とその保護者が身近な地域で療育・支援を受けられる施設が少ない。
- ・聴覚障害児の療育ができる支援者（言語聴覚士等）が少ない。
- ・地域の児童発達支援センター等で聴覚障害児の療育ができるよう障害児通所支援事業所等へ支援が必要。

## 2 埼玉県におけるこれまでの活動・取組

次のとおり、聴覚障害児聴能訓練事業を実施している。

### (1) 経過

- ・ 昭和51年～ 県立皆光園（埼玉県深谷市）で実施
- ・ 昭和63年～ 県立そうか光生園（埼玉県草加市）で実施
- ・ 平成18年～ 両施設が埼玉県社会福祉事業団に移管されたことに伴い、同事業団に委託して実施

### (2) 委託費（令和4年度）

36,616千円（県10/10）

### (3) 委託内容

- ・ 聴能言語指導（0歳児～就学前の聴覚障害児）  
個別訓練……音の認知、言葉の理解、言語力の獲得に向けた訓練  
集団訓練……コミュニケーション能力、協調性、適応力向上に向けた訓練
- ・ 聴力検査
- ・ 補聴器装用指導……補聴器の選定から適合までを指導
- ・ 保護者向け研修会……障害や補聴器、日常の関わり方等をテーマとした研修会
- ・ 訪問指導……訓練児が在籍する幼稚園・保育所を訪問しての適応状況や課題の把握、指導
- ・ 予後指導……訓練終了後の現況把握、在宅訓練方法の指導等

### (4) 利用人数（令和4年度）

89人（皆光園28人、そうか光生園61人）

### 3 本事業での取組

#### (1) 埼玉県聴覚障害児支援協議会の設置について

##### ア 協議会の構成員

No.	分野	所 属
1	医 療	埼玉県医師会（小児科）
2		埼玉県産婦人科医会（産婦人科）
3		国立障害者リハビリテーションセンター病院（耳鼻咽喉科）
4		埼玉県立小児医療センター（耳鼻咽喉科）
5		埼玉医科大学病院（耳鼻咽喉科）
6	保 健	川口市保健所地域保健センター
7		埼玉県保健医療部健康長寿課
8	福 祉	児童発達支援事業所エント
9		三芳町福祉課
10		埼玉県福祉部障害者福祉推進課
11		一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
12		埼玉県難聴児(者)を持つ親の会
13	教 育	埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園
14		埼玉県教育局 県立学校部 特別支援教育課

##### イ 協議会の開催状況

回	開催日	議 題	出席者数
第1回	令和4年7月27日 18:30~20:00 (オンライン会議)	・聴覚障害児支援中核機能モデル事業の進捗状況について ・同モデル事業の事業計画について ・同モデル事業の今後の展開について	14人中 14人
第2回	令和5年3月24日 18:30~20:00 (オンライン会議)	・聴覚障害児支援中核機能モデル事業のこれまでの取組について ・同モデル事業の令和5年度の取組について	14人中 12人

##### ウ コーディネーターの職種等

	職種	経験年数
①	言語聴覚士	22年11月
②	言語聴覚士	22年11月
③	言語聴覚士	23年11月
④	言語聴覚士	21年11月
⑤	ろう学校教諭1級	38年00月

## エ コーディネーターの主な役割

### (ア) 相談窓口の運営

#### a 聴覚障害児の保護者等からの相談への対応

そうか光生園及び皆光園に相談窓口（埼玉県聴覚障害児支援センター）を設置。電話、来所、出張等による相談を通じて、保護者等に人工内耳・補聴器・手話の情報、支援機関に関すること等を含む適切な情報を提供する。

また、相談者を次の支援先につなげるため、関係機関と調整を図る。

#### b 関係機関からの相談への対応

医療・保健・福祉・教育の各分野の支援機関に対し、保護者等への支援等に関する助言や他の支援機関に関する情報提供などを行う。

### (イ) 出張相談の実施

相談のためにそうか光生園（県東部に所在）、皆光園（県北部に所在）に来所する保護者等の負担を考慮し、県東部、県北部以外の地域で出張相談（市町村保健センター等）を実施する。

### (ウ) 巡回支援の実施

聴覚障害児の通う地域の福祉や教育の現場（保育園、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等。全県を対象とする。）を巡回し、適切な支援が行えるよう職員等に助言・指導を行う。

### (エ) 埼玉県聴覚障害児支援協議会の開催

医療・保健・福祉・教育の各分野出身の委員が出席し、連携体制の整備、諸課題への対応等について検討する協議会を開催する。

### (オ) 埼玉県聴覚障害児支援連携会議の開催

医療・保健・福祉・教育の実務担当者が出席し、ネットワークの構築、協議会の懸案事項等について検討する連携会議を開催する。

### (カ) 聴覚障害児の支援に係る研修の実施

聴覚障害児の支援に携わる機関の職員が、聴覚障害児支援に関する知識を習得する機会を設けるため、研修を実施する。

### (キ) 業務・統計資料等の作成

保護者等、支援機関からの相談を分類・集計し、今後の聴覚障害者支援の方向性を検討するための基礎資料等を作成する。

## (2) 関係機関との連携

### ア 現状

医療・保健・福祉・教育の実務担当で構成される埼玉県聴覚障害児支援連携会議を設置している。

### イ 実施内容及び手法

令和4年8月、11月に次のとおり計2回会議を開催した。

回	開催日	議 題	出席者数
第1回	令和4年8月10日 17:00~18:30 (オンライン会議)	・聴覚障害児支援中核機能モデル事業の進捗状況について ・同モデル事業の事業計画について ・小冊子、支援マニュアルの協議	16人中 12人
第2回	令和4年11月21日 17:00~18:30 (オンライン会議)	・小冊子、ポータルサイト、支援マニュアルの協議	16人中 11人

### ウ 結果

- ・聴覚障害の判定となった子どもの保護者向けに、聴覚障害に関する基礎知識、支援機関、福祉制度等の情報を提供するための小冊子を作成し、精密聴力検査機関において配布いただくよう依頼した。
- ・県内市町村の母子保健担当や障害福祉担当、障害児通所支援事業所などの関係機関向けに聴覚障害児支援の制度等について、基本資料を作成し配布した。
- ・聴覚障害児やその家族のための相談窓口や支援を受けられる場所、聴覚障害に関するさまざまな情報について紹介をするため、ポータルサイトを設置した。

## (3) 家族支援の実施

### ア 現状

そうか光生園及び皆光園の相談窓口（埼玉県聴覚障害児支援センター）において、相談に対応している。

### イ 実施内容及び手法

同センターの言語聴覚士等が、聴覚障害児や聞こえが心配な子どもの保護者や支援機関から電話、FAX、メール、オンライン及び来所での相談に応じるとともに、出張して相談対応を行う。

## ウ 結果

### (ア) 相談者別実相談人数

内 訳	実相談人数
本人・保護者	147人
関係機関	89人
計	236人

### (イ) 相談方法別延相談件数

内 訳	延相談件数
電話	215件
来所	78件
FAX・メール	58件
出張	15件
オンライン	1件
計	367件

### (ウ) 連携先機関別延相談件数

内 訳	延相談件数
医療機関	21件
保健所・保健センター	31件
行政機関	11件
その他	67件
計	130件

## (4) 巡回支援の実施

### ア 現状

聴覚障害児が通う幼稚園、保育所、学校等の職員は、聴覚障害児への適切な対応についての知識や情報が十分でないため、専門職等からの助言を必要としている。

### イ 実施内容及び手法

埼玉県聴覚障害児支援センターのコーディネーターが、聴覚障害児が通う幼稚園、保育所、学校等を訪問し、職員に対して、聴覚障害児への対応について助言を行い、また、職員からの相談に対応した。

## ウ 結果

内 訳	延巡回件数
小学校	3 件
その他（特別支援学校等）	4 4 件
計	4 7 件

### (5) 聴覚障害児の支援に係る研修の実施

#### ア 現状

障害者通所支援事業所に勤務している言語聴覚士で聴覚障害児の療育等を行える職員は少ない。また、聴覚障害児支援に関する基本的な知識を学ぶ機会が少ないため、早期発見・早期支援の重要性について認識を深める必要がある。

#### イ 実施内容及び手法

児童発達支援センター等の事業所職員を対象に、次の内容のオンライン方法による研修を実施した。

令和5年3月17日（金）15：30～17：00

内 容	説明者・講師
聴覚障害の早期発見とその後の療育について	児童発達支援事業所エント 言語聴覚士
児童発達支援センターの現場から	越谷市児童発達支援センター 言語聴覚士

## ウ 結果

### 受講者数

・ 30人（うち言語聴覚士14人）

## 4 考察

- ・ 聴覚障害児支援センターのリーフレットを市町村や耳鼻科、産婦人科等において周知いただいたことにより、相談件数が年々増加していると考えられる。また、支援機関からの相談も増加している。
- ・ 相談窓口の周知を図ったことにより、不安を抱える保護者へ支援機関に関する情報を提供して不安解消を図るなどの結果につながっている。
- ・ 聴覚障害の判定となった子どもの保護者向けに、聴覚障害に関する基礎知識、支援機関、福祉制度等の情報を提供するための小冊子を作成し、精密聴力検査機関において配布いただくよう依頼した。また、市町村の母子保健担当や障害福祉担当、障害児通所支援事業所など関係機関向けに聴覚障害児支援の制度等について、基本資料を作成し配布した。

- ・ 聴覚障害児やその家族のための相談や支援を受けられる場所、聴覚障害に関するさまざまな情報について照会をするため、ポータルサイトを設置した。
- ・ 巡回支援により、幼稚園、保育所、学校等の職員が、聴覚障害児への適切な対応についての知識を習得することができた。
- ・ 障害者通所支援事業所の職員に対し、聴覚障害児の早期発見、その後の療育などの支援について説明・講義を行うことにより、早期支援の重要性について認識を深めてもらうことができた。
- ・ 県内に聴覚障害児の療育ができる機関が4か所しかなく、遠方の居住者は療育を受けたくても施設への通所が負担となり断念せざるを得ない方もいる。また、各施設は利用者が多く飽和状態にある。そのため、身近な地域で療育が受けられる体制整備が必要である。

## 5 今後の展望

- ・ 現在、県内には聴覚障害児を療育できる機関が少ないため、身近な地域で療育を受けられない状況にある。
- ・ 各圏域に1か所以上整備されれば、聴覚障害児及びその保護者が身近な施設で療育を受けられるようになる。県内の資源（医療機関、検査機関、療育機関等）の情報を整理する。
- ・ 言語聴覚士が配置されている事業所等を中心に聴覚障害児の療育研修の実施や出張支援を行い、療育が実施できるよう支援する。